

(入札公告の訂正)

石狩湾新港管理組合告示第12号

令和6年3月8日付石狩湾新港管理組合告示第10号の一部を下記のとおり改める。

令和6年3月12日

石狩湾新港管理組合 管理者 鈴木 直道

1 入札の公告「2 入札に参加する者に必要な資格」の一部を次のとおり訂正する。

(訂正前)

(1) 単体企業の要件

ア 発注工事に対応する令和5年度に有効な石狩湾新港管理組合の競争入札参加資格のうち一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

ク 過去15年間（平成20年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

(訂正後)

(1) 単体企業の要件

ア 発注工事に対応する令和6年度に有効な石狩湾新港管理組合の競争入札参加資格のうち一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

ク 過去15年間（平成21年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。